年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から同年8月1日まで 申立期間の標準報酬月額について、私が持っている給料明細書と比較 したところ、実際の支給額より低い報酬月額で届けられていることが分 かった。また、念のため、給料明細書に記載された保険料控除額を確認 したところ、届出に基づいて決定された標準報酬月額を上回る標準報酬 月額によって保険料が控除されていることが分かった。当該期間の給料 明細書等を提出するので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が 行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立 人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、 これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された 給料明細書において確認できる厚生年金保険料額から、申立期間のうち平 成12年4月、同年6月及び同年7月を30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち平成 12 年 5 月の標準報酬月額については、申立 人は、給料明細書を所持していないものの、同月前後の給料明細書から確 認できる厚生年金保険料控除額が同額の 2 万 6,025 円(当該額に見合う標 準報酬月額は 30 万円) であることが確認でき、当該月についても同額の保険料控除が継続していたと認められることから同年 5 月を 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から24年3月1日まで 私は、昭和20年9月1日に当時のA社(以下「旧・A社」とい う。)に、B職として入社し、その後、23年7月頃から29年6月9日 までは、C職として継続して勤務していた。

しかし、私の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は、昭和 24年3月1日からとなっており、申立期間について、被保険者記録が無 いことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において、旧・A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記複数の元同僚は、いずれも「申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨を供述しており、申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

また、現在のA社(以下「新・A社」という。)は、「申立人が申し立てているA社は、旧・A社の時代のことであり、当社では申立人に係る関係書類等は保管しておらず、当時、当該事業所が社会保険について、どのような取扱いを行っていたかは不明である。」旨を回答している。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚として姓名又は姓のみを挙げた 16 人のうち、連絡先が判明した元同僚に照会したところ、「申立期間当時、 私や申立人は、当該事業所にB職として常時勤務していたが、私には同事 業所に係る厚生年金保険の加入記録が無い。」旨を供述しているほか、申 立期間当時に旧・A社において厚生年金保険の加入記録が確認でき、連絡 先が判明した7人に照会したところ、回答があった3人は、いずれも「私 が同事業所に入社した日と厚生年金保険の資格取得日は一致していな い。」旨を回答している。

加えて、申立人が記憶している上記 16 人のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できるものは4人いるが他の 12 人については、加入記録が無い上、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できる者は4人中一人であることを踏まえると、同事業所では、当時、必ずしも、全ての従業員について入社の際に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

なお、申立人と同様、昭和 24 年 3 月 1 日に当該事業所に係る被保険者 資格を取得している 18 人のうち、連絡先が判明した 3 人に照会したとこ ろ、回答があった元同僚は、「私は、終戦直後の昭和 20 年 9 月頃に当該 事業所に入社し、45 年 8 月 12 日まで継続して勤務していた。同事業所に おける厚生年金保険の資格取得日が 24 年 3 月 1 日になっている理由は分 からない。」旨を供述している。

一方、上記 18 人が昭和 24 年 3 月 1 日付けで被保険者資格を取得した経緯について、新・A社では不明としているものの、同社が公開している「A社年譜」を見ると、当該資格取得日は、旧・A社が戦後の企業解体により新・A社の前身となるD社として分離独立したとされる時期(昭和 24年)とほぼ一致することなどを踏まえると、当該事業所では、当時、当該日(昭和 24 年 3 月 1 日)に在籍していた者をまとめて厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

また、旧・A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間である昭和 20 年9月1日から 24 年3月1日までの間において 46人が被保険者資格を取得しているが、申立人の氏名は確認できない上、資格取得者の健康保険整理番号は全て連番で付番されており、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月29日から52年1月1日まで 私は、A社(現在は、B社)に昭和46年4月1日に入社し、仕事納

めの 51 年 12 月 28 日まで出勤し、同年 12 月 31 日付けで退職した。しかし、私の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年 12 月 29 日となっており、同年 12 月分の加入記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 46 年 4 月 1 日から 51 年 12 月 28 日まで勤務し、 同年 12 月 31 日付けで退職したと主張している。

しかしながら、申立人が所持する雇用保険受給資格者証を見ると、申立人は、昭和 51 年 12 月 28 日を起算日として失業保険を受給していることが確認でき、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から判断される退職日と符合している。

また、事業主は、申立期間当時の関係資料を保管していないと回答している上、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当時は、提出された退職届に記載されている日付を退職日とし、その翌日を資格喪失日としており、仕事納めの日まで出勤した場合、必ずしも1月1日を資格喪失日としていない。」旨を供述しているほか、当時の同僚からも申立人の退職日に係る具体的な供述は得られない。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後の年末又は年始に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者を確認したところ、12 月 29 日から同月 31 日までの期間に6人、1月1日から同月3日までの期間に4人存

在していることが確認できるが、それら同僚に照会した結果、いずれも申立人の供述する勤務実態と明確な違いは見られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所においては、退職日及び資格喪失日について上記社会保険事務担当者が供述していた取扱いが行われていたことがうかがえる。

加えて、申立期間当時の給与事務担当者は、保険料控除の取扱いについて、「当時、社会保険料は翌月控除方式をとっていたので、月末日まで勤務していた場合、退職月の社会保険料については、後日、現金で持参してもらったと思う。」旨を回答しているところ、申立人は、「退職後、A社に現金を持参したことはない。」旨を供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月26日から同年6月1日まで 私は、昭和42年7月1日にA社(現在は、B社)へ入社し、61年5 月31日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格喪 失日が同年5月26日となっているので調査し、年金記録を訂正してほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において昭和 42 年7月1日から 61 年5月 31 日まで継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時、申立人が当社の正社員として勤務していたことは記憶しているが、その当時の関係書類を保管しておらず、申立人の勤務期間(退職日)や申立期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。」旨を回答している。

また、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた4人、及び申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後の期間(昭和 57 年1月1日から62年12月31日)に、同被保険者資格を喪失している者18人の計22人に照会したところ、回答を得られた15人のうち11人は、「申立人が、C職として勤務していたことは覚えているものの、退職日は分からない。」旨を回答しているほか、当該15人のうち自身の勤務期間を記憶している10人については、「自身の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に誤りは無い。」旨を回答している。

さらに、申立期間当時、当該事業所の社会保険関係事務を受託していた D社は、同事業所に係る従業員の被保険者台帳を保管しているところ、当 該台帳に記載されている申立人の厚生年金保険の資格記録は、オンライン 記録と全て一致していることが確認できる。

加えて、上記 22 人に係る雇用保険と厚生年金保険の加入記録を確認したところ、雇用保険の加入記録が確認できた 18 人全員について、その離職日と厚生年金保険の資格喪失日が符合していることを踏まえると、申立期間当時、事業主は、厚生年金保険法の規定どおり、従業員が退職した日の翌日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として社会保険事務所(当時)に届け出ている状況がうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。